第3回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和5年6月12日(月)午後3時00分			
開催場所	湯梨浜町役場別館 第3会議室			
	1番 山下 和子 委員	2番 蔵本 孝広 委員		4番 山上 真治 委員
出席委員(10名)	5番 長谷川 誠一 委員		7番 山本 美代子 委員	8番 土海 政信 委員
	9番 清水 武敏 委員	10番 尾川 寛信 委員	11番 山田 隆雄 委員	12番 下田 健一 委員
欠席委員(2名)	3番 横川 力 委員	6番 谷岡 貞幸 委員		
推進委員(7名)	13番 徳岡 正裕 推進委員	14番 河井 勝重 推進委員	15番 山下 昇 推進委員	16番(欠員)
推進委員(727)	17番 山本 正義 推進委員	18番 岡本 章 推進委員	19番 中村 博 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員(0名)				
職務のため出席した職員	事務局長 吉野 和男副主幹 中村 武史			
提案議案	第 15 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について 第 16 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について 第 17 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について 第 18 号議案 非農地の現況証明について 第 19 号議案 農用地利用集積計画の決定について 第 20 号議案 農用地利用集積等促進計画の策定について 第 21 号議案 農業振興地域整備計画の変更について			
報告事項	無			

日 程	発言者	発	言	0	要	当日
1 開会	事務局	それでは定刻となりまし	たので、ただ~	今から令和5年	度第3回農業	委員会の定例総会を開会し
		ます。				
		農業委員会憲章の唱和を		, , , , , , , ,		
		本日の先導役は、議席番	号 18 番の岡ス	本 章推進委員	です。よろしく	くお願い致します。
農業委員会憲章 唱和	岡本推進委員	(農業委員会憲章の唱和	1)			
	事務局	ご着席ください。				
		それでは総会の開会にあ	•	長谷川会長から	ごあいさつを	頂きます。
	長谷川会長	(長谷川会長あいさつ	, ,.,			
	事務局	ありがとうございました	•	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		~
						ます。農業委員会等に関す
		る法律第 27 条第 3 項の規	定に基づき、	出席者が定足数	に達しておりる	ますので本総会が成立する
		ことを報告します。				
		,				の規定により、会長が議長
		となります。それでは、長				
2 議事録署名委員の指名	長谷川会長(議長)				, , ,	のことについてお諮りを致
					·議規則第 23 彡	条第2項の規定により、議
		長において指名することに	ご異議はござ	いませんか。		
		(「異議なし」の声)	Contract to the		· 	· · · · - · · · · · · · · · · · · · · ·
				, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		には4番の山上真治委員、
		7番の山本美代子委員、両	,		のでよろしくこ	お願い致します。なお会議
	(2)(-1)	書記に於きましては、事務			- 18-4-1 2	V. — 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1
3 議事	(議長)			農地法第3条	の規定による記	許可申請について」を議題
議案第15号	*** D	と致します。説明をお願い	します。			
農地法第3条の規定による許	事務局	本冊2頁です。		1. v =k=+1=		
可申請について		議案第 15 号「農地法第				
		次のとおり、農地法第3	3 条第 1 項及で	が同法施行令第	1条の規定に。	よる許可の申請があったの

で、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。 (資料は2-1頁) 番号1 譲渡人は、上浅津●●。譲受人は、上浅津●●。土地の所在、大字上浅津──。地目 は台帳 田、現況・利用状況 畑。面積は186㎡。権利取得後の経営面積は31アールで、贈与に よる所有権移転です。頁をめくっていただき、2-1 頁が航空写真の位置図です。真ん中の下付近 に赤色で囲っている箇所です。 2 頁に戻っていただき、 (資料は2-2頁) 番号2 譲渡人は、倉吉市北野●●。譲受人は、水下●●。土地の所在、はわい長瀬――。地 目は台帳・現況・利用状況いずれも畑。面積は46 m°。権利取得後の経営面積は25 アールで、贈 与による所有権移転です。航空写真の位置図は、本冊頁をめくって頂き 2-2 頁です。中央少し上 に小さく赤色で囲っている箇所です。山陰道の近くであります。南側には、町有施設が見えてい ます。 以上、申請につきましては、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地 法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。説明は以上 です。 これより質疑を受けます。質疑はございますか。 (議長) それでは、質疑は無しと認めます。これより採決を行います。 議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」原案のとおりに認めることに賛 成の委員は挙手を認めます。 《全員举手》 全員が賛成でございますので、議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」 は、原案のとおりに可決致します。 議案第16号 (議長) 次に、議案第 16 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題と致します。説明 農地法第 4 条の規定による許 をお願いします。 本冊3頁です。 可申請について 事務局 議案第16号「農地法第4条の規定による許可申請について」を説明します。 次のとおり、農地法第4条第1項の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に 進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。

(資料は、3-1頁~3-4頁)

番号1 土地の所在、大字川上――外4筆。地目は4筆とも畑、転用面積は4筆合計で40.33 ㎡です。転用計画の用途は墓地、施設概要は個人用の墓地を3区画整備、建築面積は51.97㎡です。転用面積より墓地の建築面積が大きいのは、後で公図を見ていただきますが、隣接する赤線を墓地の通路部分として併せて整備するためです。

申請人は、倉吉市宮川町●●。立地基準の判定に係る農地区分は、第2種農地。区分決定根拠は、小集団の生産力の低い農地。許可根拠規定は、市街地設置困難施設。都市計画区分は非線引きの都市計画区域内で、公共投資はありません。

事業内容は、先ほども申し上げましたが、墓地3区画と通路を整備。農業振興地域整備計画において農用地除外済み。土地改良区の事業区域外で、町の墓地管理所管課であります町民生活課が発行する墓地経営許可書が添付。また、町の赤線青線の管理所管課であります建設水道課が発行する町有財産の形状変更承認通知書が添付。さらに、隣接耕作者の同意書が添付されています。頁をめくって頂き3-1頁が航空写真による位置図です。申請地は、左上側に小さく赤色で囲っている箇所です。右側に見えるのが川上集落になります。現在の墓地は、この航空写真の右上に青色で囲っている場所にありますが、この場所は急傾斜地であり、大雨時等には流水が起きるなど不便を生じているため、この度、申請者と親戚にあたる計3軒分の墓を平地である申請地に移転されるものです。

次の頁、3-2 頁が現況写真です。赤色で囲っている箇所が転用面積部分です。実際の墓地の整備については、赤線部分を含めるため、写真の左側1m程度伸びることになります。

次の頁、3-3 頁が公図です。黄色で囲っている 5 筆が転用部分です。実際の墓地の整備については、隣接する赤線、道と記載の 2 本もかかるということになります。

次の頁、3-4 頁が墓地詳細図です。通路部分は、誰が通っても良いことから、県道歩道側から 奥の川側へスロープで通り抜けできるよう設置されます。

以上、申請につきましては、周辺への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える影響も無いことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。

よって、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。説明は以上です。

(議長)

山上委員

説明が終わりました。引き続き現地調査委員による現地確認の報告をしていただきます。 4番の山上真治委員より報告をしてください。

先ほど、事務局から説明がありましたが、この 4 条申請は、墓地を 3 区画整備されるものです。町が発行する墓地経営許可が出されているとのことですので、墓地を設置すること自体は、必要な条件がクリアされての許可ですので問題ないと考えます。ただし、3 - 2 頁の現況写真や、3 - 3 頁の公図にありますように、隣接する赤線、いわゆる道の部分も使用し、通路として整備される計画であります。通常考えれば、自己所有地に墓地を含めたすべての整備をされるのが本来の形であると思いますが、町が発行する町有財産の形状変更承認が出されていること、また、隣接耕作者の同意書もあるとのことです。

周辺の営農条件には支障もないことから、この転用計画は認めざるを得ないものの、隣接する 赤線は、赤線にふさわしい施工方法をお願いしたいという意見を添えることを現地調査委員全員 で確認しました。以上です。

説明並びに現地調査委員による報告が終わりました。それでは、質疑をお受けします。皆さん のほうから質疑はございますか。

3-2 頁の現況写真の1 の土地は、かなり細長いものですが、これも個人所有ですか。 事務局より説明してください。

個人所有の土地です。本来であれば、農地転用許可後に分筆をすることになります。ただし、この計画を進めるにあたり、関係者による境界立会がなされ、町の赤線所管課が赤線を含めて整備を進めても良いとの見解から、赤線を形状変更し、細長い1の土地を併せて通路部分として整備されるものです。このことにより、細長い、写真の1の土地ができたということです。

わかりました。

· · · (休憩) · · ·

その他に質疑はございますか。無いようでございます。

それでは、事務局の説明や山上委員の現地確認の報告がありましたように、農業委員会としては、赤線部分は関与すべきところではありませんが、農地転用と併せて、赤線部分を使用して構造物を設置する計画を農業委員会は許可したのかと言われかねないことから、赤線部分は、本来あるべき赤線の機能を損なわないように、赤線にふさわしい施工をしてもらう。赤線部分はフラット気味にしてもらう。そして細長い自己所有地に階段をつけてもらう。このような形で意見を

(議長)

尾川委員 (議長)

事務局

尾川委員

(議長)

議案第 17 号 農地法第5条の規定による許 可申請について

添えさせていただく形としたいのですが、皆さんからの質疑はございますか。

質疑なしと認めます。それでは質疑を終結し、これより採決を行います。

議案第 16 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」について、赤線部分は、本来あるべき赤線の機能を損なわないよう、赤線にふさわしいフラット気味な通路施工をしてもらう。 そして細長い自己所有地に階段をつけてもらう。このような意見を添えて、この転用を認めることに賛成の委員の挙手を求めます。

《全員举手》

全員が挙手でございますので、議案第 16 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」、 赤線の部分については、フラットな状態にしていただきたいという意見を添えて、本案件は意見 決定致します。

次に、議案第 17 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。説明 をお願いします。

本冊4頁です。

隣接耕作者はありません。

議案第17号「農地法第5条の規定による許可申請について」を説明します。

次のとおり、農地法第5条第1項の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に 進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。

(資料は、4-1 頁及び資料1の1頁~6頁)

番号1 土地の所在、大字田後――。地目は田。転用面積は352 ㎡です。転用計画の用途は住宅用地。施設概要は一般個人住宅1棟。建築面積は合計100.61 ㎡です。

譲受人は、はわい長瀬●●。譲渡人は、松江市西津田●●です。契約内容は、売買による所有権移転。

立地基準の判定に係る農地区分は、第3種農地。区分決定根拠は、住宅等が連たんする区域内です。許可根拠規定は、第3種農地は原則許可です。都市計画区分は非線引きの都市計画区域内で、公共投資有です。事業内容は、50 cmの盛土造成をしたうえ、住宅を建築するものです。農業振興地域整備計画において農用地除外済み。土地改良区の意見書が添付されています。なお、

頁をめくって頂き、4-1 頁が航空写真による位置図で、赤色で囲っている箇所です。申請地の 左下に見える茶色の屋根の建物が、町立施設です。

事務局

事務局

現地の写真につきましては、別冊の資料1の1頁です。申請地の四方は、住宅や町道に囲まれています。資料1の頁をめくって頂き2頁が公図。3頁が申請地内の配置図。4頁が1階と2階の平面図。5頁が立面図です。6頁が雨水排水図であり、雨水は隣接する町道側溝に排水します。汚水は公共下水につなげます。番号1の説明は以上です。

再度、本冊4頁をご覧ください。

(資料は、4-2 頁及び資料1の7頁~15頁)

番号 2 土地の所在、大字水下——と——。2 筆とも地目は田。転用面積は 2 筆合計 960 ㎡です。転用計画の用途は住宅用地。施設概要は 5 棟の建売住宅です。建築面積は合計で 260.85 ㎡です。

譲受人は、倉吉市 株式会社●●。譲渡人は、2 筆とも記載の 4 人が 4 分の 1 ずつ所有しているものです。契約内容は、売買による所有権移転。

立地基準の判定に係る農地区分は、第3種農地。区分決定根拠は、住宅等が連たんする区域内です。許可根拠規定は、第3種農地は原則許可です。都市計画区分は非線引きの都市計画区域内で、公共投資有です。

事業内容は、建売住宅 5 棟のほかに、幅員 6 mの道路を整備。申請地南側水路沿いにはL型擁 壁を設置されます。

農業振興地域整備計画において農用地除外済み。土地改良区の意見書が添付されています。また、隣接耕作者の同意書が添付されています。

頁をめくって頂き、4-2 頁が航空写真による位置図で、左下側に学校施設のプールと駐車場が見えています。現地の写真につきましては、別冊の資料1の7頁です。頁をめくって頂き8頁が公図です。

9 頁が計画平面図で 1 号地から 5 号地の配置と申請地中央には道路が整備されます。なお、この平面図を見ていただきますと、申請地までの進入路がないため、申請地北側の宅地の一部を用地買収し、申請地と併せて道路を整備する計画となっています。

10 頁には、9 頁の計画平面図に対応する計画横断図であり、約 10 cmから 40 cmの盛土が計画されています。11 頁は、標準断面図として、新たに整備する道路及び側溝部分の断面図となっています。12 頁は、上下水道計画平面図です。上水道、下水道とも北側の町道につなげる計画です。13 頁には、参考までに、1 号地に建築予定の住宅平面図、14 頁には、同じく 1 号地に建築

予定の立面図を添付しておりますのでご確認ください。15頁には、排水流域図であり、雨水は新 設する道路側溝を通じて、北側の町道の既存道路側溝に排水します。汚水は公共下水につなげま す。 以上、番号1、番号2の2件の申請につきましては、周辺への十砂流出の恐れは無く、日照や 通風に与える影響も無いことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。よって、 農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。説 明は以上です。 説明が終わりました。引き続き現地調査委員による現地確認の報告をしていただきます。 (議長) 番号1の案件について、9番の清水武敏委員より報告をしてください。 資料1の1頁の現地の写真をご覧ください。先ほど、事務局からもありましたが、申請地の周 清水委員 囲は、町道や宅地に囲まれており、この申請地のみ農地として残っている状況です。 隣接する農地もなく、排水対策もとられることから、この転用計画については問題がないこと を現地調査委員全員で確認しました。以上です。 (議長) 次に、番号2の案件について、20番の倉本哲男推進委員より報告をしてください。 資料1の7頁の現地の写真をご覧ください。申請地の北側と東側はすでに宅地となっていま 倉本推進委員 す。西側の隣接地は農地であり、同意書が出されています。 排水対策もとられ、周辺への土砂流出の恐れはなく、周辺の営農条件に支障を及ぼすものでは ないことから、この転用計画については問題がないことを現地調査委員全員で確認しました。以 上です。 以上で現地調査委員による報告を終わります。これより質疑を一括して行います。皆様からの (議長) 質疑はございますか。 番号2の案件について、申請地までの進入路部分について、まだ道路になっていないのであれ 山田委員 ば、この部分も転用申請が必要ではないのでしょうか。 (議長) 事務局より説明をしてください。 資料1の8頁の公図をご覧ください。――の一部を道路整備されますが、この筆の地目は宅地 事務局 でありますので、農地転用の必要はありません。 山田委員 わかりました。 (議長) そのほかに質疑はございますか。

議案第18号 非農地の現況証明について

無いようでございますので、質疑を終結し、これより採決を行います。

議案第17号「農地法第5条の規定による許可申請について」の番号1の案件について、原案のとおりに認めることに賛成の委員の挙手を認めます。

《全員举手》

(議長)

(議長)

事務局

全員が賛成でございます。

次に、番号2の案件について、原案のとおりに認めることに賛成の委員の挙手を求めます。 《全員挙手》

全員が賛成でございます。よって、議案第 17 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおりに意見決定と致します。

次に、議案第 18 号「非農地の現況証明について」を議題と致します。説明してください。 本冊 5 頁をご覧ください。

議案第18号「非農地の現況証明について」を説明します。

次のとおり、農地法第2条第1項に規定する農地以外のものである証明願いの提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。

(資料は5-1頁~5-17頁)

番号1 申請人は、久留ullet の、土地の所在、はわい長瀬—。地目は台帳 田、現況 雑種地。面積は 2,258 ㎡。もう 1 筆、同じくはわい長瀬—。地目は台帳 田、現況 雑種地。面積は 2,675 ㎡。2 筆とも、旧学校跡地であり、昭和 40 年代竣工時から現在に至るものです。頁をめくって頂き、5-2 頁が航空写真の位置図です。真ん中付近に赤色で囲っています。この旧学校跡地については、台帳地目がすべて田のままになっています。この度は 2 筆の申請です。他の筆については、法務局との協議により、別の方法で地目変更をされると聞いています。この 2 筆分はすでに申請が提出されていたため、この度審議をお願いします。頁をめくっていただき、5-3 頁が現地の写真、5-4 頁と 5-5 頁が公図であります。

本冊5頁に戻っていただき、

番号2 申請人は、大阪市天王寺区●●。土地の所在、大字原──。 地目は台帳 田、現況 原野。面積は 1,170 ㎡。20 年以上前から耕作や管理ができなくなり原野化したものであります。 頁をめくって頂き、5-6 頁が航空写真の位置図で、県道沿いに位置します。5-7 頁が現地の写真、

5-8 頁が公図です。

本冊5頁に戻っていただき、

番号3、4、5を併せて説明します。

番号3 申請人は、東京都渋谷区●●。土地の所在、大字園──。地目は台帳 畑、現況 原野。 面積は 746 ㎡。

番号4 申請人は、神戸市兵庫区●●。土地の所在、大字園──。地目は台帳 畑、現況 原野。 面積は 263 ㎡。

番号 5 申請人は、園●●。土地の所在、大字園──。地目は台帳 畑、現況 原野。面積は 800 ㎡。

番号3, 4, 5いずれも20年以上前から耕作や管理ができなくなり、原野化したものであります。なお、いずれも今後、竹林整備事業に取り組まれるものです。頁をめくって頂き、5-9頁が航空写真の位置図であり、番号で3, 4, 5と示しています。5-10頁が現地の写真であり、この辺りということで赤色囲いをしています。5-11頁が公図です。

次に、本冊 5-1 頁に戻っていただき、

番号6 申請人は、宇野●●。土地の所在、大字宇野──。地目は台帳 畑、現況 原野。面積は 15 ㎡。もう 1 筆が同じく、大字宇野──。地目は台帳 畑、現況 原野。面積は 1,695 ㎡。

2 筆とも、20 年以上前から耕作や管理ができなくなり原野化したものであります。頁をめくって頂き、5-12 頁が航空写真の位置図であり、南谷の県の施設から農道を道なりに進んでいくと、申請地の左側には、太陽光発電パネルがたくさん並んでいるところです。5-13 頁が現地の写真、5-14 頁が公図です。

再度、本冊 5-1 頁に戻っていただき、

番号7 申請人は、神奈川県相模原市●●。土地の所在、大字宇野──。地目は台帳 田、現況山林。面積は 383 ㎡。20 年以上前から耕作や管理ができなくなり山林化したものであります。 頁をめくって頂き、5-15 頁が航空写真の位置図であり、赤色で囲っている箇所です。真ん中上側に見えているのは、道の駅です。5-16 頁が現地の写真ですが、明確な位置は不明であり、この辺りということで写真を撮りました。続いて、5-17 頁が公図です。

非農地の現況証明についての説明は以上です。

以上で説明は終わりました。引き続き現地調査委員による現地確認の報告をしていただきま

(議長)

番号1の案件について、4番の山上真治委員より報告をしてください。 5-3頁の現況写真のとおり旧学校跡地です。今後、町が跡地利用の検討をされていく土地と 山上委員 なります。どう見ても農地に復元することは困難であり、非農地として認めることに問題はない ことを現地調査委員全員で確認しました。以上です。 (議長) 次に、番号 2 の案件について、20 番の倉本哲男推進委員より報告をしてください。 倉本推進委員 5-7頁の現況写真のとおり、この農地は、長年耕作や管理がされず、原野化している状況で あると見ました。この状態から、農地に復元することは困難であり、非農地として認めることに 問題はないことを現地調査委員全員で確認しました。以上です。 次に、番号 3.4.5 の案件について、9 番の清水武敏委員より報告をしてください。 (議長) 清水委員 5-10頁の現況写真のとおり、この辺り一帯は、長年耕作や管理がされておらず、原野化と いうか、竹林状態となっている状況です。この状態から農地に復元することは困難であります。 事務局から説明がありましたが、今後の竹林整備事業に期待し、非農地として認めることに問題 はないことを現地調査委員全員で確認しました。以上です。 次に、番号6の案件について、4番の山上真治委員より報告をしてください。 (議長) 山上委員 5-13頁の現況写真のとおり、辺り一面が、長年耕作や管理がされておらず、原野化してい る状況です。この状態から農地に復元することは困難であります。非農地として認めることに問 題はないことを現地調査委員全員で確認しました。以上です。 (議長) 次に、番号7の案件について、4番の山上真治委員より報告をしてください。 山上委員 事務局からの説明にもありましたが、5-16頁の現況写真のとおり、申請地を含め、周辺は 山林化や原野化が進行しており、明確な位置は不明であり、公図の位置等からこの辺りというこ とで確認しました。この状態から、農地に復元することは困難であるため、非農地として認める ことに問題はないことを現地調査委員全員で確認しました。以上です。 以上で、現地調査委員による報告を終わります。これより一括して質疑を行います。皆さんの (議長) ほうから質疑はございますか。 それでは質疑はないようですので、これから採決をしたいと思います。一括ではなく、申請番 号ごとに採決を行います。 まず、申請番号1でございます。原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。

す。

		《全員挙手》
		全員の方が挙手であります。
		次に、申請番号2でございます。原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。
		《全員挙手》
		全員の方が挙手であります。
		次に、申請番号3,4,5でございます。原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。
		《全員挙手》
		全員の方が挙手であります。
		次に、申請番号6でございます。原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。
		《全員挙手》
		全員の方が挙手であります。
		次に、申請番号7でございます。原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。
		《全員挙手》
		全員の方が挙手であります。
		よって、議案第 18 号「非農地の現況証明について」は、原案のとおりに可決いたしました
議案第 19 号	(議長)	次に、議案第 19 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。なお、本議案に
農用地利用集積計画の決定に		ついては、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限がございます。
ついて		お諮りをします。15番の山下 昇推進委員の整理番号4を先に分割審議することにご異議はご
		ざいませんか。
		(「異議なし」の声)
		異議なしと認め、整理番号4の案件は、先に分割審議することとします。それでは、山下 昇
		推進委員は退席してください。
		(山下推進委員 退席)
		山下推進委員の退席を確認しましたので、審議を続けます。議案第 19 号「農用地利用集積計
		画の決定について」総括表より説明してください。
	事務局	本冊6頁です。
		議案第19号「農用地利用集積計画の決定について」を説明します。
		次のとおり、令和5年改正農業経営基盤強化促進法、附則第5条の農用地利用集積計画に関す

定により、本委員会の意見を求めるものです。なお、公告予定日は令和5年6月15日です。 (資料は、6-1 頁から 6-2 頁) 頁をめくって頂き、6-1 頁、農用地利用集積計画総括表をご覧ください。関係戸数は 借人 4、 貸人5。利用権の設定期間は田畑の合計で、3年以上6年未満が2件で3.171㎡、10年以上が3 件で 2.327 ㎡です。 設定作物等面積は、水田として利用が 1,768 m²、転作田として利用が 1,403 m²、樹園地として 利用が 1,911 ㎡、普通畑として利用が 416 ㎡。利用権設定面積率は 0.044%であります。 各筆明細は、頁をめくって頂き 6-2 頁です。 まずは、整理番号4のみ説明します。利用権の設定を受ける者は、はわい長瀬●●。利用権を 設定する者は、光吉●●。利用権を設定する土地は、記載のとおりで、水稲栽培を5年間、無償 で使用貸借するものです。以上です。 説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。 (議長) 質疑なしでございます。それでは採決を行います。議案第19号「農用地利用集積計画の決定」 について」のうち、整理番号4について、原案のとおり認めることに賛成の委員は挙手をお願い します。 《全員举手》 全員の方が挙手であります。よって、議案第19号「農用地利用集積計画の決定について」の うち、整理番号4について、原案のとおり可決といたします。 それでは、退席している山下推進委員に入っていただきます。 (山下推進委員 着席) (議長) それでは審議を続けます。 議案第19号「農用地利用集積計画の決定について」のうち、整理番号4以外の案件について 審議いたします。説明してください。 事務局 再度、6-2 頁の各筆明細をご覧ください。 整理番号 1.2.3.5 について、記載のとおり、いずれも無償での使用貸借で、利用権の設定期間 は、5年が1件、15年が2件、25年が1件という内容です。

る経過措置に基づき、農用地利用集積計画が作成されたので、改正前の同法第18条第1項の規

以上、「農用地利用集積計画」については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を

		満たしているものと考えます。説明は以上です。
	(議長)	説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。
		質疑なしと認め、質疑は終結し、これより採決を行います。議案第19号「農用地利用集積計
		画の決定について」のうち、整理番号4の以外の案件について、原案のとおり認めることに賛成
		の委員は挙手をお願いします。
		《全員挙手》
		全員の方が挙手であります。よって、議案第19号「農用地利用集積計画の決定について」は、
		原案のとおり可決といたします。
議案第 20 号	(議長)	次に、議案第20号「農用地利用集積等促進計画の策定について」を議題とします。説明して
農用地利用集積等促進計画の		ください。
策定について	事務局	本冊7頁です。
		議案第20号「農用地利用集積等促進計画の策定について」を説明します。
		次のとおり、農用地利用集積等促進計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する
		法律第19条第3項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。
		(資料は、7-1頁)
		次の7-1頁の農用地利用集積等促進計画案(売買関係)をご覧ください。
		農地番号 1,2,3 とも現在の地権者は、はわい長瀬●●。この 3 筆を、中間管理機構を通じて、
		宮内●●が買受するものです。●●が中間管理機構から買受する際の対価は、●●が中間管理機
		構から得る対価に1%が加算された額であります。なお、所有権移転の完了予定日は、令和5年
		8月31日です。説明は以上です。
	(議長)	説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。
		質疑は無しと認め、これより採決を行います。
		議案第20号「農用地利用集積等促進計画の策定について」原案のとおり認めることに賛成の
		委員の挙手を認めます。
		《全員挙手》
		全員が挙手であります。従いまして、議案第20号「農用地利用集積等促進計画の策定につい
		て」は、原案のとおり議決決定をいたします。

議案第 21 号

(議長)

次に、議案第21号「農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。説明して

農業振興地域整備計画の変更		ください。
について	事務局	本冊8頁です。
		議案第21号「農業振興地域整備計画の変更について」を説明します。
		次のとおり、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備
		計画の変更について湯梨浜町長から提出されたので、同法施行規則第3条の2第2項の規定に
		より、本委員会の意見を求めるものです。
		(資料は8-1頁~8-3頁)
		番号 1 まず、申請者は、宇谷●●。土地の表示、大字宇谷──。地目は田。面積は 283 ㎡。
		土地所有者は、宇谷●●です。
		現在の●●までの道路は、●●の北側からの道路がありますが、軽自動車が何とか通行できる
		幅員しかなく、●●の近くの道路は、片側は垂直な崖となっており危険な状況であります。●●
		の関係者より、南西側に道路の新設を希望されているとのことです。
		また、●●は高台にあることから、区の避難場所への経路としての機能も兼ねる計画とし、この
		度、農業振興地域農用地の指定除外を求めたものであります。具体的には、頁をめくって頂き、
		8-1 頁が航空写真の位置図で、赤囲いの筆が申請地の大字宇谷──であります。●●は、──に
		位置します。
		次の 8-2 頁が計画平面図で、この度の農振農用地の指定除外申請地を含め、幅員 4 mの道路を
		整備するとともに、●●に隣接する土地の樹木の伐採、整地をし、駐車場用地として整備される
		計画となっています。次の8-3頁が申請地の公図です。説明は以上です。
	(議長)	説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。
		質疑なしと認め、これより採決を行います。議案第21号「農業振興地域整備計画の変更につ
		いて」、原案のとおり認めることに賛成の委員は挙手をお願いします。
		《全員举手》
		全員の方が挙手であります。よって、議案第 21 号「農業振興地域整備計画の変更について」
		は、原案のとおり可決といたします。
		以上で議事を終わります。
4 その他	(議長)	それでは、その他に移ります。
		(1)令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について及び令和5年度最適化

	were a second to the second to
	活動の目標の設定等について、説明してください。
事務局	○令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について 及び 令和5年度最適化活
	動の目標の設定等について
	1 頁から8 頁までが、令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価です。
	9 頁から 11 頁までが、令和 5 年度最適化活動の目標の設定等で、11 頁の中ほどに、2. 最適
	化活動の活動目標の(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標について、1人当たりの活動
	日数を月に6日としています。これは、令和4年度と同じ目標です。
(議長)	(2)7月定例総会の日程について、説明してください。
事務局	○7月定例総会の日程について
	7月10日(月)午後3時00分開会予定です。
	現地確認の担当は、3番の横川 力 委員、6番の谷岡貞幸 委員、13番の徳岡正裕 推進委員
	の3名です。
	定例総会終了後に互助会総会を開催します。互助会監事の 1 番の山下和子委員、20 番の倉本
	哲男推進委員には、別途、日程調整により、7月10日の数日前には監査をお願いします。
(議長)	(3)農業委員会改選後の初総会等の日程について、説明してください。
事務局	○農業委員会改選後の初総会等の日程について
	新たな農業委員、推進委員さんは、今後順次決定されていきますが、あらかじめの周知です。
	7月20日(木)午前10時から終日を予定。
	午前中は、農業委員へ町長から辞令交付、その後、初総会、推進委員へ委嘱状交付、互助会総
	会を実施します。午後は、鳥取県農業会議にお世話になり、農業委員会の導入研修を実施します。
	その後に、7月27日に実施します農地パトロール研修を実施。この日は、1日予定を空けておい
	てください。
(議長)	(3)農地パトロールの日程について、説明してください。
事務局	○農地パトロールの日程について
	新たな農業委員、推進委員が対象ですが、あらかじめの周知です。
	7月27日(木)午前8時45分から出発式を役場別館前で実施します。
	この農地パトロールの日も1日になりますので、予定のほどよろしくお願いします。
(議長)	そのほかに事務局からございますか。

	事務局	○特にありません。
5 閉会	(議長)	皆さん、ご起立をお願いします。以上を持ちまして、令和5年度第3回湯梨浜町農業委員会定
		例総会を閉会と致します。ご苦労様でございました。
		(閉会 午後 4 時 3 5 分)
		(闭云 干饭年时33月)
		会議の経過を記載して相違ないことを証明するため、ここに署名する。
		農業委員会会長
		議事録署名委員
		成于外省有及民
		学 市/4 四 / 3 早
		議事録署名委員

